

【返戻金制度に関する事項】

当事業所は返戻金制度(職業紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。

詳細は以下のとおりです。

求職者が入社日より 90 日以内に自己都合により退職、
または求職者の責に基づく事由により解雇された場合
(法的に正当な理由が認められる解雇に限ります)
紹介料の 50%を現金にて銀行口座へ振り込む方法により返還するものとします。
(振込手数料は当事業所の負担とします。)

その際、求人者は求職者の退職から 30 日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、
退職から 30 日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとします。

HR アシスト株式会社

〒567-0868

大阪府茨木市沢良宜西三丁目 11 番 13 号-103

有料職業紹介事業認可: 27-ユ-303793